



一般財団法人消費科学センター

外国人の受入れに関する基本指針の制定について

一般財団法人消費科学センターは、加盟する国民生活産業・消費者団体連合会（略称：生団連）が定めた「外国人の受入れに関する基本指針」に賛同し、「外国人の受入れに関する基本指針」を制定いたしました。

外国人の受入れに関する基本指針

1. 自由意志と人権の尊重に基づく雇用関係の構築

わたしたちは、外国人を雇用するにあたり、一人ひとりの自由な意思に基づく就労であることを確認し、その意志と人権尊重に基づいて雇用関係を構築し、それを維持していくことを約束します。

2. 国籍等による差別的扱いの禁止

わたしたちは、労働者の処遇について、国籍等による差別的扱いはしません。

- (1) わたしたちは、賃金について、差別的扱いはしません。
- (2) わたしたちは、教育・訓練の機会提供について、差別的扱いはしません。
- (3) わたしたちは、労働環境について、差別的扱いはしません。
- (4) わたしたちは、生活環境および福利厚生について、差別的扱いはしません。

3. 帯同家族への配慮

わたしたちは、外国人労働者本人のみならず、帯同する家族の生活環境にも最大限配慮します。

以上